

前橋市情報共有システム試行要領 (営繕工事)

(目的)

第1条 この要領は、前橋市が発注する営繕工事において、受発注者間の業務効率化及び生産性の向上を図るため、情報共有システムを導入し運用するに当たり、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

(1) 情報共有システム

営繕工事において情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(2) 受注者

発注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある現場代理人を主とし、主任技術者その他の工事関係者を含む。

(3) 発注者

受注者と各種工事情報を相互に交換する立場にある一般監督員を主とし、主任監督員、発注課職員、検査員等を含む。

(4) 受注者希望型

対象工事において、受注者が情報共有システムの活用を希望した場合に、工事着手前に発注者と協議し、その協議に基づき運用を開始する方式をいう。

(5) 工事帳票

公共建築工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）、公共建築改修工事標準仕様書（建築工事編、電気設備工事編、機械設備工事編）、公共建築木造工事標準仕様書、建築物解体工事共通仕様書で定義する「書面」をいい、指示、承諾、協議、提出、提示、報告及び通知の行為に必要な工事帳票並びにその添付資料をいう。

情報共有システムにより工事打合せ簿等の工事帳票について発議、提出及び受理等の処理を行った場合は、紙への署名又は押印と同等の効力を有するものとし、当該工事帳票は「書面」として有効とする。

この場合において、紙と同等の原本性を担保するため、工事帳票の変更履歴が情報共有システムに記録されていることを要する。

(対象工事)

第3条 対象工事は、前橋市が発注する営繕工事とし、情報共有システムの活用については受注者希望型により実施するものとする。

2 発注者は、工事の内容、規模、工期等により、情報共有システムの活用が不相当と認める場合は、当該工事を対象外とすることができる。

3 対象工事とする場合は、現場説明書にその旨を明記するものとする。

(システムの選定)

第4条 使用できる情報共有システムは、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

(1) 国土交通省が定める「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件（営繕工事編）」のうち、適用が認められている最新版に適合すること。

(2) 利用に際し特別な補助プログラムを必要としないこと。

(3) ASP方式によるサービス提供に対応していること。

(4) 前橋市のインターネット利用環境において使用可能であること。

(5) PDF、J-L a n d XML、I F C、S X F形式を表示する機能を有するもの。（変換表示可）

(6) 工期末日の翌月まで工事帳票のダウンロードが可能であること。

(7) ASP事業者が受発注者に対し、適切な導入及び運用支援を行う体制を整えていること。

(対象とする工事帳票)

第5条 情報共有システムで取り扱う工事帳票は、本要領に添付する「様式1 事前協議チェックシート（営繕工事用）」により事前に協議し、その協議に基づき定めるものとする。

(利用に係る経費)

第6条 情報共有システムの利用に係る経費（登録料及び使用料）は、当初契約に含まれていないため、受注者が当該システムの活用を希望し、発注者がその利用を認めた工事については、契約締結後に共通仮設費として必要額を積上げ計上し、変更契約により対応するものとする。

(遠隔臨場)

第7条 情報共有システムを活用する工事においては、遠隔臨場を実施することができる。

2 遠隔臨場の実施内容及び方法は、群馬県県土整備部建築課の「群馬県建築工事の建設現場における遠隔臨場に関する実施要領」に準拠するものとする。

3 遠隔臨場に要する費用は、受注者の負担とする。

(利用上の留意事項)

第8条 受発注者は、情報共有システムを適切に利用するため、次に掲げる事項に留意しなければならない。

- (1) 関係者に対する利用権限を適切に付与するとともに、情報共有システムの利用を原則とすること。
- (2) 通信速度、処理能力及び容量等の通信環境を適切に整備すること。
- (3) ID及びパスワード、個人情報その他の機密情報並びに操作端末を適切に管理すること。
- (4) ウイルス対策その他の不正アクセス防止対策を徹底すること。
- (5) 工事関係データを適切に管理し、定期的にバックアップを行うこと。
- (6) その他、情報セキュリティに関する基準及び関係法令を遵守すること。

(その他)

第9条 この要領に定めのない事項については、国土交通省「土木工事・業務の情報共有システム活用ガイドライン」及び「前橋市電子納品運用ガイドライン（営繕工事編）」に準拠するほか、必要に応じて受発注者間の協議によるものとする。

附 則

この要領は、令和8年4月1日から施行する。

様式 1

事前協議チェックシート(営繕工事用)

(1) 工事担当者等 (必須)

実施日

年 月 日

工事名			
施工箇所			
工期		年 月 日	~ 年 月 日
工事番号 (契約番号)			
発注者	所属名・係名		
	役職名		
	氏名		
	TEL		
	e-mail		
受注者	会社名		
	役職名	(現場代理人)	
	氏名		
	TEL		
	e-mail		

(2) 電子納品成果物の作成方法 (必須)

国交省要領等の準拠 (1-3関係)	<input type="checkbox"/> 国土交通省大臣官房官庁営繕部電子納品要領等に準拠 <input type="checkbox"/> 国交省要領等に準拠せず受発注者間協議により作成方法を決定
工事写真の閲覧用ビューア	<input type="checkbox"/> 使用する <input type="checkbox"/> 使用しない

(3) 適用要領・基準類

前橋市電子納品ガイドライン (営繕工事編)	<input type="checkbox"/> R3.04
(国土交通省の要領等)	
営繕工事電子納品要領	<input type="checkbox"/> H30.02 官庁営繕事業に係る電子納品運用ガイドライン <input type="checkbox"/> R01.10
建築CAD図面作成要領(案)	<input type="checkbox"/> H14.11
備考	

(4) 情報交換の方法について (必須)

情報交換の方法	<input type="checkbox"/> 情報共有システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子媒体 <input type="checkbox"/> その他 ()		
添付ファイルの容量制限	<input type="checkbox"/> 5MB以下		
添付ファイルの圧縮形式	<input type="checkbox"/> zip形式 <input type="checkbox"/> その他 ()		
情報共有システムの活用	種類	<input type="checkbox"/> ASPサービスの名称 ()	
	機能	必須利用機能 <input type="checkbox"/> 発議書類作成機能 <input type="checkbox"/> ワークフロー機能 <input type="checkbox"/> 書類管理機能 <input type="checkbox"/> 工事書類等出力・保管支援機能	任意利用機能 <input type="checkbox"/> 掲示板機能 <input type="checkbox"/> スケジュール管理機能

(5) 利用ソフトについて (必須)

基本ソフト	ソフト名またはファイル形式	発注者利用ソフト (バージョンを含めて記載)	受注者利用ソフト (バージョンを含めて記載)
文書作成等	Word		
	Excel		
	その他		
CAD図面	SXF (sfc) 形式		
	その他の形式		
写真	JPEG形式		
チェックシステム	電子成果品作成支援・検査システム		
その他	SXFビューア		

(6) 電子納品対象書類 (必須)

フォルダ サブフォルダ	チェック欄 電子納品 対象：○	納品データ名	作成者		協議時の合意内容
			発注者	受注者	
<root>		INDEX_C.XML, IDXC_B04.DTD			
PLAN		PLAN.XML, PLAN_B04.DTD			
	ORG	施工計画書ファイル (PDF) 施工計画書オリジナルファイル			
SCHEDULE		SCHEDULE.XML, SCHD_B04.DTD			
	ORG	工程表ファイル (PDF) 工程表オリジナルファイル			
MEET		MEET.XML, MEET_B04.DTD			
	ORG	打合せ簿ファイル (PDF) 打合せ簿オリジナルファイル			
MATERIAL		MATERIAL.XML, MTRL_B04.DTD			
	ORG	機材関係資料ファイル (PDF) 機材関係資料オリジナルファイル			
PROCESS		PROCESS.XML, PROC_B04.DTD			
	ORG	施工関係資料ファイル (PDF) 施工関係オリジナルファイル			
INSPECT		INSPECT.XML, INSP_B04.DTD			
	ORG	検査関係資料ファイル (PDF) 検査関係オリジナルファイル			
SALVAGE		SALVAGE.XML, SLVG_B04.DTD			
	ORG	発生材関係資料ファイル (PDF) 発生材関係オリジナルファイル			
DRAWINGF ※1		DRAWINGF.XML, DRAW_B04.DTD			
		レイヤリストファイル (PDF)			
		図面ファイル (SXF(sfc))			
	ORG	レイヤリストファイル (PDF) 図面オリジナルファイル			
MAINT		MAINT.XML, MNT_B04.DTD			
	ORG	保全に関する資料ファイル (PDF) 保全に関する資料オリジナルファイル			
OTHR		OTHR.XML, OTHR_B04.DTD			
	ORG	その他資料ファイル (PDF) その他資料オリジナルファイル			

※1 発注者から発注図のCADデータが提供されない場合は、電子納品の対象としない。

(7) ウィルス対策 (必須)

使用ソフト名 (発注者)	
使用ソフト名 (受注者)	

(8) ファイル作成の留意点 (必須)

PDFファイルの1ファイル容量制限	<input type="checkbox"/> 10MB程度	<input type="checkbox"/> その他 ()
XSL (スタイルシート) の有無	<input type="checkbox"/> 作成する	<input type="checkbox"/> 作成しない
建築CAD図面作成要領(案)の準拠について	<input type="checkbox"/> CAD製図基準 (案) に準拠	
	<input type="checkbox"/> CAD製図基準 (案) に一部準拠	

(9) 電子納品成果品の納品方法 (必須)

電子媒体種類	<input type="checkbox"/> CD-R (メディアフォーマット: JOLJET)	<input type="checkbox"/> DVD-R (メディアフォーマット: UDF)	
電子媒体の提出部数	<input type="checkbox"/> 2部	<input type="checkbox"/> その他 (特記仕様書等に定めた部数)	
電子媒体のケース	<input type="checkbox"/> 標準タイプ	<input type="checkbox"/> スリムタイプ	<input type="checkbox"/> 不織布ケース
紙による成果品の提出部数	<input type="checkbox"/> 1部	<input type="checkbox"/> その他 (受発注者間協議により定めた部数)	

※電子媒体を納品する際には、電子媒体納品書も提出すること。

(10) その他

--